

I 組織の使命

都市建設部は、まちづくり景観課・都市計画課・都市整備課・建築課・住宅課・建築行政課の6課で構成されており、主に、都市計画・都市景観などの市街地の整備や市営住宅の供給を含む住環境の整備に係わる業務のほか、建築物の安全・安心対策や市有施設の営繕に係わる業務を担当しています。

都市建設部のミッション（使命）は、
「市民の誰もが誇りを持って、安心して、暮らせるまちをつくり出すこと」です。

このため、都市建設部では以下の基本方針に基づき、市民、企業、団体などと行政との協働によるまちづくりを推進します。

II 組織の基本方針

- マニュアルからではなく、地域の実態からものを考え、函館のまちの特性と個性を活かした、魅力的で住みよいまちづくりを進めるための効果的な施策の展開につなげます。
- 「まちづくりの主人公は市民」との視点に立ち、情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりを進めていく上での課題を共有し、協働して解決を図っていきます。
- 政策立案や事業・施策の推進に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をしっかりと持ちながら、まちづくり全体の視点を踏まえて取り組みます。

Ⅲ 年度評価 総評

令和4年度(2022年度)は、組織の使命・基本方針のもと、3つの施策を柱に具体の取り組みを進めてきました。全体的には、概ね所期の目標は達成できたものと考えています。

1 市民の安全・安心を守るまちづくりの推進

大川中学校跡地を活用した大川団地の整備に向けて、大川団地2号棟の供用を開始したほか、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅を対象とした耐震化支援事業や簡易的な無料耐震診断を行いました。

また、住宅困窮者への支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入が減少した市営住宅等の入居者に対し、使用料の減免などを行ったほか、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設立しました。

さらに、危険な空家の解消を図るため、宅建業団体等と空家等対策の推進に係る連携協定を締結したほか、第二次スクリーニング計画において優先度評価の高い3箇所の大規模盛土造成地について、地盤調査を行い、地震時における安全性について確認しました。

2 景観・町並みの形成・継承

世界文化遺産である史跡垣ノ島・大船両遺跡とその周辺の地域において、遺跡景観の保全と形成を図るため、函館市景観計画に基づき、地域内の行為の届出者と事前協議を行いました。

また、歴史的建造物の継承・活用を促進するため、歴史的建造物の修理補助や保全調査を実施したほか、まちづくり団体との協働により、伝統的建築技術を継承する人材の育成を行いました。

3 市街地等の機能強化

将来にわたって豊かで快適な「歩いて暮らせるコンパクトなまち」の形成を目指し、「函館駅前・大門地区」における市街地再開発事業と連携した周辺環境の整備として、東雲広路の基本計画・基本設計や高砂通の実施設計を行ったほか、住宅取得費の助成制度を創設するなどの居住誘導施策を実施しました。

西部地区再整備事業においては、既存ストック活性化の取り組みとして、街区整備に向けた権利者との協議を行ったほか、西小・中学校跡地の利活用に向け、サウンディング調査を実施しました。

また、「旧北海道庁函館支庁庁舎」の利活用を開始したほか、「旧大洋漁業函館営業所」の利活用に向け、関係機関との協議を行いました。

今後においても、市民や事業者との協働によるまちづくりの観点から、コンパクトなまちづくりや函館ならではの良好な景観形成に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

区 分	担当課	評価	評価の説明
1 市民の安全・安心を守るまちづくりの推進			
(1) 公営住宅の整備			
<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の建て替えと管理戸数の縮小を進めるため、大川中学校跡地を活用した大川団地の建設を進めます。 	住宅課	B	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅大川団地2号棟の供用を開始したほか、3号棟の建設工事に着手した。また、4号棟の実施設計を行った。
(2) 住宅・建築物の耐震化の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅を対象とした耐震化支援事業や簡易的な無料耐震診断を行うほか、避難路沿道建築物等の所有者に耐震改修を実施するよう指導・助言を行います。 	建築行政課	B	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震化を促進するため、1件の耐震化支援事業と2件の無料耐震診断を行った。
(3) 屋外広告物対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心で良好な広告景観を形成するため、屋外広告物のパトロール等を通じて、屋外広告物を表示する際のルールへの周知・啓発を図るとともに、安全対策の充実に努めます。 	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> 広告主および設置事業者に対し、屋外広告物講習会などを通じて、屋外広告物を表示する際のルールについて周知・啓発を行った。 パトロールや通報等により発見した落下等の危険性が高い屋外広告物については、必要に応じて消防本部と連携するなど、速やかな対応を行ったほか、広告主および設置事業者に対し、安全管理に係る指導を行った。
(4) 住宅困窮者への支援			
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける住宅困窮者に対し、市営住宅等の使用料を減免するなどの対策を引き続き行います。 高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会の設立に向けた協議を進めます。 	住宅課	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入が減少した市営住宅等の入居者に対し、32件の減免等を実施した。 令和4年(2022年)7月に開催した関係団体との意見交換会を経て、令和5年(2023年)2月に居住支援協議会を設立した。
(5) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策			
<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に策定した第二次スクリーニング計画に基づき、大規模盛土造成地の地盤調査等を行い、安全性の確認を行います。 	都市整備課	B	<ul style="list-style-type: none"> 第二次スクリーニング計画において優先度評価の高い3箇所の大規模盛土造成地について、地盤調査を行い、地震時における安全性について確認した。

区 分	担当課	評価	評価の説明
(6) 空家等利活用の促進	都市整備課 住宅課	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年(2022年)7月に、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部と公益社団法人全日本不動産協会北海道本部との空家等対策の推進に関する協定を締結した。また、市外からの移住者に対し、2件の空家等改修支援を行ったほか、空家等除却支援については、補助対象となる空家の基準を緩和し、制度拡充を図った。 [実績14件(従来基準3件, 緩和後の基準11件)] 子育て世帯に対する家賃補助(ヤングファミリー一住まいりんぐ支援事業)については、新規18件, 更新76件の利用があり, 延べ94世帯の街なか居住を促した。
(7) 各制度の有機的な連携による住宅支援施策の推進	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> 住宅支援施策として「まちなか住宅建築取得費補助金」を今年度から実施することにあわせ, 既存の支援制度との併用により連動性や関連性を高めるなど有機的な体系を整え, 定住・移住・居住誘導を一体的に進めます。 持ち家の方や借家の方などを対象とした「住まいに関する支援制度」を地域毎に整理したパンフレットの作成・配付を行った。
2 景観・町並みの形成・継承			
(1) 歴史的建造物の継承・活用の促進	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の修理補助や保全調査のほか, その継承や活用の支援に取り組みます。 保存事業は, 伝統的建造物の黒田家住宅など2件, 景観形成指定建築物の称名寺本堂など3件に対して補助を行った。 保全調査は, ラ・コンチャなど6件の建造物の現況を調査し, 調査結果や維持修繕計画などをとりまとめた報告書に基づき, 今後の建物の維持管理や継承方法などについて所有者へ説明した。 活用支援事業は, 指定建造物等の実行寺本堂など7件の小規模改修および内部改修に対する補助を行った。
(2) 協働による魅力的な都市景観形成事業の拡充	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> NPO等民間との協働により, 都市景観に対する意識の向上や, 伝統的建築技術を継承していくための人材育成なども図りながら, 魅力的なまちの形成を促進します。 まちづくり団体などと協議を行い, 伝統的建築技術研修会を実施し, 全国的に歴史的建造物の修復に携わり, 後進の育成に活躍している講師による講義や, 国指定重要文化財の保存修理現場の見学などにより, 伝統的建築技術を継承する人材の育成を図った。
(3) 史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡とその周辺地域の景観形成	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> 史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡が所在する「縄文遺跡群都市景観形成地域」において, 「函館市景観計画」に基づき, 地域内の行為の届出の義務付けや, 届出者との事前協議を行いながら, 景観の保全や形成を図り, 縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざします。 世界文化遺産である史跡垣ノ島・大船両遺跡とその周辺の地域において, 遺跡景観の保全と形成を図るため, 地域内の行為の届出者と事前協議を行った。

区 分	担当課	評価	評価の説明
3 市街地等の機能強化			
(1) 立地適正化計画の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 函館市立地適正化計画(平成29年度策定)に基づき, 人口減少や少子高齢化が進む中であっても, 将来にわたって豊かで快適な「歩いて暮らせるコンパクトなまち」の形成を目指し, 「函館駅前・大門地区」における市街地再開発事業と連携した東雲広路などの周辺環境整備のほか, 地区内の住宅取得費助成や飲食店が行う店舗改修支援などの居住誘導施策の取り組みを進めます。 	都市計画課	B	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境の整備として, 東雲広路の基本計画・基本設計や高砂通の実施設計を行った。また, 歩行者回遊性向上社会実験の実施や, 社会実験に参加した店舗4件の改修支援を行ったほか, 11件の住宅取得費助成を行った。
(2) 西部地区の再整備			
<ul style="list-style-type: none"> 「函館市西部地区再整備事業基本方針」に基づき, 昨年設立したまちづくり会社などと連携しながら, 空家・空地などの低未利用不動産の有効活用を図る街区整備に取り組むとともに, 西小・中学校跡地や元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎の利活用について検討を進めるほか, 西部地区の居住者や関係者などと連携・協議しながら, 共創による取り組みを進めます。 	まちづくり 景観課	B	<ul style="list-style-type: none"> 既存ストック活性化の取り組みとして, 街区整備に向けた権利者との協議を行ったほか, 西小・中学校跡地の活用に向け, 小学校校舎の解体や民間事業者を対象にサウンディング調査を実施し, 活用の方向性を検討するための情報収集を行った。 「はこだて西部まちづくRe-Design」が主体となり, 「旧北海道庁函館支庁庁舎」の活用を開始したほか, 民有不動産の「旧大洋漁業函館営業所」の活用に向け関係機関との協議を行うとともに, 改修工事に着手した。 共創のまちぐらしの取り組みとして, 西部地区の居住者や関係者との意見交換や共創によるイベント実施のサポート等を行った。